

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人が平成30年12月6日付けで提起した処分庁越谷市長（以下「処分庁」という。）による平成30年度市民税・県民税税額更正に伴う賦課決定処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、審査庁越谷市長（以下「審査庁」という。）の審査請求を棄却されるべきであるとの判断は妥当である。

第2 事案の概要

処分庁は、平成30年10月2日付けで審査請求人に対して、平成30年度市民税・県民税に係る配偶者控除の適用否認に伴う税額更正の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人は、平成30年12月6日付けで審査庁に対して、本件処分の取消しを求めて本件審査請求を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 処分庁は、本件処分時に納税すべき金額が正しいものであるという根拠を何ら示さず、不利益処分の理由提示についても根拠法令が全く記載されていない。また、「配偶者の所得が38万円以下かどうか」という処分理由の中核部分を記載していないことは、重大な不備である。
- (2) 本件処分時に信憑性のある資料を摘示し、具体的根拠を記載する必要があったにもかかわらず、これがなされていない。
- (3) 審査請求人の把握する資料によれば、審査請求人の配偶者（以下「配偶者」という。）の前年の合計所得金額は0円であり、配偶者控除が適用される。よって、本件処分は取り消されるべきである。

2 処分庁の主張

- (1) 本件処分に係る通知書には、所得控除の内訳及び控除額として変更「前」と変更「後」の金額が記載されており、更正事由についても配偶者控除の適用否認による税額更正であることは明確に記載されていることから、本件処分に理由の提示の不備はなく違法ではない。また、配偶者の所得については、同人の前年合計所得の金額をもって判断するものであり、そこに処分庁の恣意が入り込む余地はない。本件処分に係る通知書の更正事由欄の記載であっても理由の提示として不備はなく違法ではない。
- (2) 審査請求人は、理由の提示にあたっては、信憑性のある資料を摘示し、具体的根拠を示す必要がある旨主張するが、法律上、税務担当職員には秘密漏えいに関

第1号

する規定があり、本件処分において配偶者の所得金額を知らせることは、秘密を漏えいしたことに該当するため、具体的事実を摘示することはできない。

- (3) 審査請求人は、配偶者の前年所得は0円である旨主張するが、審査請求人が示した資料は配偶者の所得の一部を示す資料にすぎず、それが同人の合計所得金額とは、必ずしも同じにはならない。

第4 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

- (1) 本件処分に係る理由の提示について

ア 本件処分については、市民税及び県民税の賦課決定が問題となっていることから、その根拠規定は、それぞれ越谷市税条例（昭和29年条例第18号）第1条及び埼玉県税条例（昭和25年埼玉県条例第38号）第1条である。

このため、本件処分における不利益処分に係る理由の提示については、越谷市行政手続条例（平成10年条例第34号。以下「市手続条例」という。）第14条及び埼玉県行政手続条例（平成7年埼玉県条例第65号。以下「県手続条例」という。）第14条が適用される。

イ 県手続条例及び市手続条例における不利益処分に係る理由の提示の趣旨は、行政手続法（平成5年法律第88号）第14条と同様に、不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与えるものと解される。そして、どの程度の理由を提示すべきかについては、上記趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定の内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮して決定すべきである。

ウ これを本件処分についてみると、いかなる理由で配偶者控除が否定されたのかについては、本件処分の通知書の記載内容及び本件処分の性質から、確定申告書を提出した審査請求人においては、十分理解できるものと考えられる。

そうすると、本件処分について、根拠条文を記載しないことは、必ずしも不合理なものとはいえず、処分庁の恣意を抑制する、及び不服申立ての便宜を図る、という不利益処分の理由の提示の趣旨を損なうものではない。

エ また、審査請求人は、信憑性のある資料を摘示して具体的根拠を記載する必要があると主張するが、不利益処分の理由の提示の趣旨からすれば、必ずしも処分に際し信憑性のある資料の摘示が必須とは解されず、本件処分についても具体的資料の摘示が必須であると解すべき合理的な理由はない。

(2) 配偶者控除の適用否認について

審査請求人は、配偶者控除の適用否認の点で違法がある（配偶者控除の適用を受けることができる）旨主張するが、審査請求人の提出した資料は、配偶者の前年の「合計所得金額」を示すものではないため、処分庁が配偶者控除を適用否認とした点につき、違法性はない。

(3) 上記以外の違法性又は不当性の検討について

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第5 審査庁の意見

審査庁は、本件審査請求は棄却されるべきであると考えており、その理由は審理員意見書に同旨である。

第6 審査会の判断

1 本件の争点について

本件の争点は、①本件処分が法の要求する十分な理由を提示しているか、②審査請求人に配偶者控除が適用されるか、の2点である。

以下、各争点について検討する。

2 争点1 一本件処分が法の要求する十分な理由を提示しているか

(1) 県手続条例第14条、市手続条例第14条の趣旨について

県手続条例第14条及び市手続条例第14条は、「行政庁（市長等）は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。」と規定する。両規定の趣旨は、いずれも行政手続法第14条と同様と解される。すなわち、各条例第14条の趣旨は、当該処分の名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨と解される。

そして、当該処分につき、どの程度の理由を提示すべきかについては、当該処分の根拠法令の規定内容、処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮して決すべきである（最判平成23年6月7日民集65巻4号2081頁参照）。

(2) 本件処分の前提となる配偶者控除の仕組みについて

配偶者控除を含む所得控除の適用は、納税者による申告を前提とする制度であり、納税者がその制度の概要を把握していることを前提として成り立つ制度である（確定申告に際しては、税務署において、所得税の確定申告の手引きなど詳細な説明書が用意されている）。

そして、配偶者控除については、納税者と配偶者の関係性から、納税者が配偶者の所得を把握した上で、配偶者の合計所得金額が適用要件となる金額を超えて

いない事実を申告させるものである。

(3) 本件処分の根拠法令の規定内容等について

配偶者控除については、法令により、配偶者の前年合計所得金額のみにより、配偶者控除が受けられるか否か及び受けられるとしてその控除額がいくらなのかが定められているため、法令とは別に、処分基準はなく、その判断において処分庁の裁量の余地はないものといえる。

本件処分の性質内容については、配偶者控除の適用否認に伴う税額更正の賦課決定であり、納税者に税負担の増加をもたらす処分である。

本件処分の原因となる事実関係の内容は、配偶者の前年合計所得金額が、配偶者控除の適用要件となる金額を超えていたというものである。

(4) 本件処分の検討

以上を前提に本件処分につき、どの程度の理由を提示すべきかを検討する。

前記のとおり、配偶者控除については、法令により、配偶者の前年合計所得金額のみにより、配偶者控除が受けられるか否か及び受けられるとしてその控除額がいくらなのかが定められているため、本件処分において、処分庁の恣意が入り込む余地は考えられない。

本件処分において、『平成30年度市民税・県民税納税通知書兼変更通知書（普通徴収・公的年金特別徴収）』（以下、「本件通知書」という。）の1ページには、更正事由として「配偶者に所得あるため配偶者（特別）控除を更正します」と記載されている。

また、本件通知書3ページにも、所得控除の内訳及び控除額の変更前と変更後の比較に関する事項が記載されている。すなわち、「所得等の明細書」右側「所得控除の金額（円）」の、「配偶者控除」欄には、「変更前」として「330000」が記載され、「新規および変更後」として空欄とすることにより、配偶者控除の控除額の変更前と変更後の対比が明らかにされている。

前記の配偶者控除の仕組みを前提に、本件通知書の記載内容を考慮すれば、納税者は、本件処分の原因となる事実関係の内容として、配偶者の合計所得金額が配偶者控除の適用要件となる金額を超えたため、配偶者控除の適用が否定されたものであるとの趣旨は読み取ることができるものと解される。

このように、配偶者控除については、法令により、配偶者の前年合計所得金額のみにより、配偶者控除の適用の有無及び適用額が定められ、処分庁の裁量が抑制されている。また、上記通知書の記載内容からは、審査請求人に対して、本件処分の原因となる事実関係の内容につき、配偶者の合計所得金額が適用要件となる金額を超えたため、配偶者控除の適用が否定されたものであることが示されており、審査請求人に不服の申立ての便宜を与えている。このことから、本件通知書の記載内容により、本件処分は十分な理由を提示しているといえる。

したがって、本件処分には、理由の提示につき、何ら違法又は不当な点は認められない。

この点、審査請求人は、理由の提示に際しては、具体的事実及び根拠法令の明示や信憑性のある資料を摘示して具体的な根拠を明示する必要があると主張するが、本件処分においては、本件通知書の記載内容により、上記各条例の趣旨を満たすものといえるから、審査請求人の主張する「理由の提示」まで求められているものとは解されない。

3 争点2－審査請求人に配偶者控除が適用されるか

(1) 情報提供ネットワークシステムを利用した調査結果について

処分庁は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく情報提供ネットワークシステムの利用により、配偶者の前年合計所得金額について、その住所地である地方公共団体に対し、地方税法第20条の11（昭和25年法律第226号。以下「税法」という。）の規定による調査を行っている。

当審査会は、本件審査請求を審査するにあたって、弁明書の5添付資料のうち、『(3) 地方税法第20条の11の規定に基づく情報提供ネットワークシステムを利用した配偶者の前年合計所得金額に係る調査結果（写し）』を見分している。

(2) 情報提供ネットワークシステム及び登録されている所得金額などについて

情報提供ネットワークシステム及び所得金額などについては、審査庁からの口頭理由説明によれば、以下のとおりである。

情報提供ネットワークシステムとは、マイナンバー制度の仕組みを活用し、行政機関等の中で、マイナンバーが同一の者の個人情報情報を迅速・確実にやり取りするシステムで、総務大臣が設置・管理するものである。

登録されている所得金額などは、各地方公共団体が賦課決定を行った個人住民税の税額算定の基礎データと同一のものである。

市民は、マイナンバーカードの交付を受けていれば、政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」において、自己情報表示機能をもって、行政機関の保有する自己の所得金額などの特定個人情報を確認できる。マイナンバーカードの交付を受けていない場合でも、所得金額などについては、個人住民税の賦課期日である1月1日現在の住所地市町村に対し所得証明書、課税証明書の交付を受けることによって確認できる。

なお、審査庁によれば、本件処分のような配偶者控除の適用否認に伴う税額更正の賦課決定の場合、納税者から配偶者の所得金額につき説明を求められたときには、処分庁は、配偶者の具体的な所得金額は、個人情報保護の観点からお伝えできないことを伝えつつ、配偶者に直接確認してもらう方法や、配偶者からの委任状を用意してもらう方法など、配偶者の具体的な所得金額を確認する方法についても説明しているとのことであった。

(3) 本件処分の検討

以上を前提に、本件において、審査請求人に配偶者控除が適用されるか否かを検

討する。

情報提供ネットワークシステムが、前記のようなものであることからすれば、処分庁による同システムを利用した調査に違法性は認められず、同システムを利用した調査結果を根拠に、配偶者控除の適用の有無を判断することは是認できる。

そして、同調査結果によれば、配偶者の前年合計所得金額は、380,000円を超える金額であり、税法第292条第1項第7号に定めるところによる控除対象配偶者となるための要件である「前年の合計所得金額が380,000円以下であること」に該当しないことは明らかで、審査請求人が、税法第314条の2第1項第10号の配偶者控除の適用を受けることができないものと認められる。

したがって、本件処分には、配偶者控除の適用を否認することにつき、何ら違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、審査請求人の提出した資料を根拠に、配偶者の前年の合計所得金額は0円であり、配偶者控除が適用されると主張するが、その資料が、配偶者の前年の「合計所得金額」を示すものとまでは認められない。

4 結語

以上のとおり、本件処分においては、法の要求する十分な理由を提示しており、審査請求人に配偶者控除が適用されないことについても違法な点はない。

また、本件処分において、他に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求に係る審理員による審理手続についても、適正に行われたものと認められる。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第7 調査審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和元年 6月28日	審査庁からの諮問
令和元年 8月 8日	審査請求人より主張書面等の提出
令和元年 8月20日	第1回審議
令和元年 9月24日	第2回審議 審査請求人による口頭意見陳述 審査庁による口頭理由説明
令和元年10月29日	第3回審議

令和元年10月29日

越谷市行政不服審査会

会 長 吉 村 総 一
委 員 松 浦 麻里沙
委 員 佐 藤 匡